

## 「西さん仮処分申立」第1回審尋

7月29日、西さんが違法・無効なサービックへの出向命令の効力の仮の停止を求めた「出向命令の無効確認等仮処分申立事件」の第1回審尋が行われました。

J R 東海会社は、西さんの「エムティー」の出向を解除しましたが、大阪第一運輸所に戻さず「サービック」に出向先を替えるという強制出向を継続してきました。

西さんは「エムティー」の出向に対しては、「サービック」に出向された下茂さんとともに、「エムティー」「サービック」で勤務する雇用契約上の義務がないことを確認するために提訴（地位確認等請求事件）しています。

西さんは「エムティー」への出向により、運転士の職を奪われ、経済的な不利益をこうむりました。また、J R 東海労役員としての活動は阻害され、J R 東海労の組合運動および組合運営も阻害されています。

そして、西さんは「サービック」に出向先を替えられ、大阪第一運輸所に戻ることが出来なくなったため、7月6日に「サービック」への出向命令の効力の停止を求めて仮処分を申立てました。

## 会社から答弁書が提出される。 審尋の前日に提出された、詭弁だらけの答弁書

会社は、答弁書を第1回審尋が開催された7月29日の前日に提出するという不誠実な対応をしています。さらに、答弁書は80ページもあり、西さんは（裁判官も含めて）答弁書の内容を把握出来ないまま審尋を迎えなければなりませんでした。

会社は、答弁書で「本件申立は、その内容の実現が専ら債務者である会社の意向に依存するいわゆる任意の履行に期待する仮処分である。当然のことながら、強制執行になじまず、会社は後述するとおり、債権者に対する出向命令は有効であると確信するものであり、仮にこれに反する命令が発せられても、これをそのまま受け入れて任意に履行するつもりはないから、本件申立ではそれ自体不相当として却下されるべきである」と、仮処分命令が出ても履行するつもりはないと主張しています。

答弁書は、事実関係をねつ造した詭弁だらけのものとなっています。嘘の上乗り上乗りで、結局80ページになったのではないかと思います。

**第2回審尋 9月7日13時30分～ 法廷は未定**